

帯広市森林整備計画 変更計画(案) 新旧対照表

新(修正後)	旧(修正前)
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>(前略)</p> <p>本市の森林面積は約25,700haで国有林が約20,849ha、民有林*が約4,851haとなっており、川西地区と大正地区に位置する防風林は帯広・十勝らしい農村景観を形成しています。</p> <p>(中略)</p> <p>民有林のうち、カラマツ等針葉樹を主体とした人工林*が約2,433haを占めていますが、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、造林*、保育*を適切に実施することが重要です。</p> <p>現存する人工林*については、間伐*の時期を迎えている林分*も多く、<u>年齢構成*</u>では、<u>9～10</u>年齢級の林分が特に多くなっています。</p> <p>(後略)</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>II 森林の整備の方法に関する事項</p> <p>第1 森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>1 樹種別の立木の標準伐期齢</p> <p>(略)</p> <p>2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法</p> <p>(略)</p>	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>(前略)</p> <p>本市の森林面積は約25,749haで国有林が約20,849ha、民有林*が約4,900haとなっており、川西地区と大正地区に位置する防風林は帯広・十勝らしい農村景観を形成しています。</p> <p>(中略)</p> <p>民有林のうち、カラマツ等針葉樹を主体とした人工林*が約2,503haを占めていますが、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、造林*、保育*を適切に実施することが重要です。</p> <p>現存する人工林*については、間伐*の時期を迎えている林分*も多く、<u>年齢構成*</u>では、<u>8～9</u>年齢級の林分が特に多くなっています。</p> <p>(後略)</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>II 森林整備の方法に関する事項</p> <p>第1 森林の立木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法</p> <p>(略)</p> <p>2 樹種別の立木の標準伐期齢</p> <p>(略)</p>

新（修正後）

旧（修正前）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

造林については、1の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア)～(エ) (略)

(オ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの構築を検討することとします。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

(略)

2 天然更新に関する事項

(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(略)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

(略)

(2) 生育し得る最大の立木の本数

(略)

5 その他必要な事項

(略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

造林については、1の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林を実施することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア)～(エ) (略)

イ 育成複層林を導入または維持する森林

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

(略)

2 天然更新に関する事項

(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(略)

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

(略)

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

(略)

5 その他必要な事項

(略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

新（修正後）	旧（修正前）
<p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 （略）</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法 （略）</p> <p>3 その他必要な事項 （略）</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 （略）</p> <p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 （略）</p> <p>3 その他必要な事項 （略）</p>	<p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 （略）</p> <p>2 保育の作業種別の標準的な方法 （略）</p> <p>3 <u>その他間伐及び保育の基準</u> （略）</p> <p>4 <u>その他必要な事項</u> （略）</p> <p>第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 （略）</p> <p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 （略）</p> <p>3 その他必要な事項 （略）</p> <p>第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>1 <u>路網の整備に関する事項</u></p> <p>(1) <u>効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項</u></p> <p>ア <u>路網密度の水準及び作業システム</u> （略）</p> <p>イ <u>路網整備等推進区域の設定</u> （略）</p> <p>(2) <u>作業路網の整備及び維持運営に関する事項</u></p> <p>ア <u>基幹路網に関する事項</u></p> <p>ア <u>基幹路網の作設にかかる留意点</u> （略）</p>

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における私有林の森林所有者のうち、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が約7.9%を占めています。

その小規模森林所有者が所有する森林面積は、合わせて約630haとなり、私有林面積（約2,830ha）の22%を占めています。

また、市内の民有林のうち、カラマツ等の人工林は約2,433haあり、保育や間伐または主伐を行うに当たっては、施業の集約化による施業コストの低減と、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

（後略）

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

（略）

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

（略）

4 その他必要な事項

（略）

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

（略）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者のうち、森林面積が5ha未満の小規模森林所有者が約7.9%を占め、さらに、兼業農家が多いために施業単位も零細となっています。

（後略）

(イ) 基幹路網の整備計画

（略）

イ 細部路網*の整備に関する事項

（略）

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

（略）

2 その他必要な事項

（略）

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市における私有林の森林所有者のうち、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が約7.7%を占めています。

その小規模森林所有者が所有する森林面積は、合わせて約640haとなり、私有林面積（約2,909ha）の22%を占めています。

また、市内の民有林のうち、カラマツ等の人工林は約2,503haあり、保育や間伐または主伐を行うに当たっては、施業の集約化による施業コストの低減と、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

（後略）

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

（略）

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

（略）

4 その他必要な事項

（略）

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

（略）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者のうち、森林面積が5ha未満の小規模森林所有者が約7.7%を占め、さらに、兼業農家が多いために施業単位も零細となっています。

（後略）

新（修正後）

旧（修正前）

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
（略）

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
（略）

4 その他必要な事項
（略）

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準
（略）

(2) 作業システムに関する基本的な考え方
（略）

2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
（略）

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点
（略）

イ 基幹路網の整備計画
（略）

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
（略）

(2) 細部路網*に関する事項
（略）

4 その他必要な事項
（略）

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
（略）

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
（略）

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
（略）

4 その他必要な事項
（略）

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
（略）

(1) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

新（修正後）

旧（修正前）

（１）人材の育成・確保
(略)

ア 人材の育成・確保
(略)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工造林が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

新（修正後）

旧（修正前）

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりエゾシカの嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

（1）森林病虫害等については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

（2）森林病虫害等の被害の早期発見に努めるとともに、十勝総合振興局やその他林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

（1）森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

（2）その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、十勝総合振興局やその他林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

（1）エゾシカによる森林被害対策

忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当り、嗜好性の低い樹種を検討することとします。

新（修正後）

旧（修正前）

（１）エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

（２）鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関や近隣町村との情報交換を密にし、発生状況の把握と早期防除に努めることとします。（３）森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

（３）森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

（略）

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

（略）

5 その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

（略）

（２）その他必要な事項

（略）

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

（略）

なお、北海道が策定しているエゾシカ保護管理計画、帯広市鳥獣被害防止計画に基づく被害防除の取り組みを行うこととします。

（２）野鼠による森林被害対策

野鼠による森林被害は、エゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツ等植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、対鼠性の高い樹種の植栽も検討することとします。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策に努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

（略）

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

（略）

5 その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

（略）

（２）その他

（略）

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

（略）

新（修正後）

旧（修正前）

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

（略）

(1) ~ (2) （略）

(3) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

（略）

4 森林の総合利用の推進に関する事項

（略）

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（略）

6 その他必要な事項

（略）

別表1～3 （略）

別表4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	56～57, 60～61, 63, 65 林班	739.62

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

（略）

(1) ~ (2) （略）

(3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

（略）

3 森林の総合利用の推進に関する事項

（略）

4 住民参加による森林の整備に関する事項

（略）

5 その他必要な事項

（略）

別表1～3 （略）